

○「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて」(平成9年3月31日付け基発第214号)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">基 発 第 214 号 平成9年3月31日 <u>一部改正</u> 基発 0331 第5号 <u>令和3年3月31日</u></p>	<p style="text-align: center;">基 発 第 214 号 平成9年3月31日</p>
<p>専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて</p> <p>産業医の選任義務のある事業場における産業保健活動を推進するに当たっては、産業医を中心とした活動が必要不可欠であるが、特に、構内下請事業場等においては、労働態様の類似性等を勘案すると、元請事業場等における事業者等の指導援助の下に産業保健活動を行うことが効率的又は効果的な場合もある。</p> <p>具体的には、元請事業場等に選任されている専属の産業医（以下「専属産業医」という。）が、当該元請事業場等の下請事業場等のうち、産業医の選任を要する事業場（専属産業医の選任を要する事業場を除く。以下「非専属事業場」という。）の産業医を兼務し、当該専属産業医を中心に産業保健活動を行うことにより、非専属事業場の産業保健活動の活性化を期待できる場合もある。</p> <p>このようなことから、今般、元請事業場等の専属産業医がその職務の遂行に支障を生じない範囲内において、非専属事業場の産業医</p>	<p>専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて</p> <p>産業医の選任義務のある事業場における産業保健活動を推進するに当たっては、産業医を中心とした活動が必要不可欠であるが、特に、構内下請事業場等においては、労働態様の類似性等を勘案すると、元請事業場の指導援助の下に産業保健活動を行うことが効率的又は効果的な場合もある。</p> <p>具体的には、元請事業場等に選任されている専属の産業医（以下「専属産業医」という。）が、当該元請事業場の下請事業場等のうち、産業医の選任を要する事業場（専属産業医の選任を要する事業場を除く。以下「非専属事業場」という。）の産業医を兼務し、当該専属産業医を中心に産業保健活動を行うことにより、非専属事業場の産業保健活動の活性化を期待できる場合もある。</p> <p>このようなことから、今般、元請事業場等の専属産業医がその職務の遂行に支障を生じない範囲内において、非専属事業場の産業医</p>

3 対象労働者の総数については、労働安全衛生規則第13条第1項第4号の規定に準じ、3千人を超えてはならないこと。

3 対象労働者の総数については、労働安全衛生規則第13条第1項第3号の規定に準じ、3千人を超えてはならないこと。